

佐賀県ヨットハーバー

指定管理者募集要項

令和4年8月

佐賀県

佐賀県ヨットハーバー 指定管理者募集要項

目 次

1	指定管理者制度導入の目的	1
2	募集する施設について	1
	(1) 施設名称及び所在地等	1
	(2) 概要等	1
3	指定管理者の指定・募集等について	2
	(1) 指定期間等について	2
	(2) 指定管理者による管理及び運営について	3
	(3) 指定の申請について	6
	(4) 募集要項等の個別説明会について	10
	(5) 質問の受付及び回答について	11
	(6) 参加申込書の提出について	11
	(7) 指定管理者の指定について	11
4	協定について	13
	(1) 協定の締結	13
	(2) 協定の内容	13
	(3) リスク分担の考え方	13
5	その他管理運営に当たっての留意事項	13
	(1) 管理運営の実績等について	13
	(2) 利用者満足度調査の実施	14
	(3) 関係法規の遵守	14
	(4) 引継業務	14
	(5) 情報公開に関して特に留意すべき事項	14
	(6) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項	14
	(7) 県内雇用及び県内への発注等への配慮	14
	(8) 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項	15
	(9) 課税に関する留意事項	15
	(10) 事業の継続が困難となった場合の措置	15
6	問い合わせ先	15

佐賀県ヨットハーバー指定管理者募集要項

1 指定管理者制度導入の目的

佐賀県（以下「県」という。）では、佐賀県ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）の魅力さをさらに引き出し、海洋スポーツの普及・振興に役立てることを目的に、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。

この度、佐賀県ヨットハーバー条例（昭和63年佐賀県条例第12号）第3条の規定に基づき、当施設の設定目的をより効果的、効率的に達成し、県民サービスの向上に資するため、創意と工夫に基づいた施設の管理運営を行っていただける団体等を募集します。

2 募集する施設について

(1) 施設名称及び所在地等

ア 名称

佐賀県ヨットハーバー（昭和63年4月設置）

イ 所在地

佐賀県唐津市二タ子三丁目1番8号

ウ 関係条例等

(ア) 佐賀県ヨットハーバー条例

(イ) 佐賀県ヨットハーバー条例施行規則（平成24年佐賀県規則第51号）

(2) 概要等

ア 設置目的及びビジョン

本県における海洋スポーツの普及振興を図る。

イ 管理運営に当たっての基本的な考え方

ヨットハーバーの管理運営においては、県との緊密な協力・連携を図りながら、民間の経営感覚を取り入れた、効率的で開かれた管理運営システムの構築が求められるとともに、利用者の視点に立って、利用しやすく親しみの持てる運営を目指しています。

また、ヨットハーバーはヨット競技が開催可能な県内唯一の施設であることから、ヨット競技関係団体との緊密な連絡・調整を図るとともに、令和6年度に佐賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ・全障スポーツ」という。）に向けた競技力向上の支援及びSSP構想の推進に向けた取組を行うことが必要です。

【国スポ（セーリング競技）及び関連大会の開催日程】

○リハーサル大会 令和5年9月22日～9月24日（予定） ※準備期間別途必要

○本大会 令和6年9月25日～10月2日（予定） ※準備期間を含む

ウ 施設の構成

(ア) 敷地面積：19,443.1 m²（唐津市浄水センター内用地（ヨットハーバー連絡道路）5,371.63 m²を含む。）

(イ) 構造：〔管理棟〕鉄筋コンクリート3階建（1部5階）
〔艇庫、車庫及び作業棟〕鉄骨スレート1階建

(ウ) 設置年月：昭和63年4月

(エ) 内容

	施設名	内容
佐賀県ヨットハーバー	管理棟 1,441m ²	事務室、救護室、宿直室、競技運営室、研修室、宿泊室、鉄筋コンクリート
	艇庫 364m ²	3段積48艇収容、鉄骨スレート
	作業棟 390m ²	宙2階建、鉄骨スレート
	艇置場	386艇収容
	浮棧橋	長さ80m 幅5m
	車庫 75m ²	4tトラック1台収容、鉄骨スレート
※	連絡道路 5,371.63m ²	道路 幅11m×延長488.33m

※唐津市浄水センター内用地（ヨットハーバー連絡道路）は、唐津市との覚書により、県が管理することとなっており、管理対象物件となります。

※上記のほか、ヨットハーバーの指定管理者に点検・清掃等を委託されていた佐賀県県土整備部所管のくし型浮棧橋（2基）があり、今後、整備を予定しています。整備完了後、指定管理の対象施設として追加受託していただくこととしています。

※国スポ・全障スポの開催に向けた準備やKMAPの運用開始に向けた改修工事により施設の一部が利用できない期間が生じる可能性があります（KMAPについては、3（2）ウ（エ）をご覧ください。）。

3 指定管理者の指定・募集等について

(1) 指定期間等について

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を予定しています。

ただし、指定管理者の指定及び指定期間は、県議会の議決を経て、正式に決定されます。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定に基づき、県は、ヨットハーバーの管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

なお、県は、指定期間中に、ヨットハーバーを廃止し、又は休場する場合などがあり、その場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、県は、あらかじめその旨を指定管理者へ通知します。

また、県の責めに帰する事由による指定の取消又は業務の停止により指定管理者に損害等が発生することがあったときは、その損害を賠償します。県が損害を賠償する額は、県と指定管理者が協議して定めることとします。県が、指定の取消又は業務の停止を命令した場合、指定管理者は県に管理委託料の全部又は一部を返還しなければなりません。

(2) 指定管理者による管理及び運営について

ア 管理運営の基本的事項について

(ア) 休場日

週1日及び12月29日から翌年の1月3日まで

(イ) 開場時間

午前9時から午後6時までを含む14時間以上

午前9時から午後6時を超える5時間以上については、ヨット競技の競技力向上に向けた早朝練習やナイター練習等への対応を想定しています。

なお、国スポ・全障スポ以降の開場時間については、利用者のニーズに合わせ県と協議のうえ、決定します。

(補足説明)

休場日や開場時間については、県が定める最低基準を示すものですので、上記で休場することとなっている日時に開場されることを妨げるものではありません。

したがって、この点については、施設の効用の最大化という観点から各申請者で御検討いただき、後記する事業計画書に記載してください。

なお、指定管理者は、(ア)及び(イ)の基準にかかわらず必要と認めたときは、臨時に休場することがあります。ただし、この場合は県への協議が必要です。

(ウ) 利用の制限

指定管理者は、佐賀県ヨットハーバー条例施行規則第6条の規定に基づき、管理運営に関する業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるような場合には、ヨットハーバーの利用を制限することができます。

イ その他管理に関する事項

(ア) 公平性の確保

ヨットハーバーの運営にあたっては、県民の公平な利用を確保してください。

(イ) その他

利用者の個人情報の保護など、ヨットハーバーの管理運営にあたってのその他の留意事項については、この募集要項に定めるものの他、仕様書や、指定管理者の正式な指定後に締結することとなる管理運営に関する協定書（以下、「協定書」という。）等で定めることとなります。

ウ 業務の範囲・内容

指定管理者が行う業務の範囲・内容は、以下のとおりとします。

なお、詳細は「佐賀県ヨットハーバー管理運営業務仕様書」を参照してください。

また、これらの全ての業務を一括して他の事業者等に委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、県と協議のうえ、専門の業者に委託できるものとします。

(ア) ヨットハーバーの管理運営に関する業務

- a 必要なスタッフの配置
- b 施設に係る情報提供
- c サービス向上に向けた企画・立案等
- d 意見・要望等への対応
- e 海の駅の認定維持と取組の強化

- f KMAPの活動との連携
- g SSP構想の推進
- h 競技力向上に向けたヨット競技団体への協力・支援等
- i 国スポ・全障スポへの協力
- j 県との定期的な意見交換
- (イ) ヨットハーバーの利用に関する業務
 - a 施設の利用の許可等
 - b 施設利用料等の徴収
 - c 利用者への安全指導等
 - d 利用状況等に係る統計処理
 - e 施設利用の連絡・調整
 - f 緊急時の対応
- (ウ) ヨットハーバーの維持管理に関する業務
 - a 建築物及び設備等の保守管理・修繕
 - b 救助艇及びその他備品の備品管理
 - c 施設内の清掃
 - d 保安管理業務
 - e 外構及び植栽管理業務
- (エ) 上記に記載する(ア)～(ウ)の業務以外にヨットハーバーの設置目的に反しないと考えられる内容について、独自の発想やノウハウを活用した事業を企画・立案し提案することができます。
 なお、県では、玄海・唐津が誇る自然資源を活かしたマリンアクティビティを創出することで地域の活性化につなげる取組「KMAP（唐津マリンアクティビティパーク）」を進めており、整備完了後、指定管理者に別途、委託する予定としています。

【提案型事業の取り扱いについて】

提案型事業の提案にあたっては下記に留意してください。

なお、特定の事業が「提案型事業」に該当するかどうか判断できない場合は、個別にお問い合わせください。

- 提案型事業は、施設の設置目的に沿ったもので、利用者へのサービスを向上させるものとし、指定管理者に指定された以降に新たに企画・立案し提案した事業についても、県が認めたものは「提案型事業」と認めます。
- 提案型事業に要する経費の財源（県委託料、利用者から徴収する料金、指定管理者の自己財源等）は問いません。
- 提案型事業は、その実施に充てる財源が県委託料でない場合であっても、県と指定管理者が締結する協定に「指定管理者が行う業務」として規定します。よって、確実な実施が見込まれることが必要です。
- 提案型事業の実施にあたり、利用者から料金を徴収する場合は、その料金が高額なためにサービスの利用者が県民の一部に限定されることがないように留意してください。
- 提案型事業の提案があった場合は、指定管理者候補選定委員会による審査の対象となります。

エ 運営組織について

上記の業務を遂行するにあたっては、統括責任者を1名配置し、スタッフの雇用形態、人数及び勤務形態については、ヨットハーバーの管理運営に支障がないよう定めてください。

また、事務的スタッフのほか、次に掲げる資格を有する人員と、ヨット競技の経験者を配置していただく必要があります。

- (ア) 甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者の資格を有する者
 - 指定数量を超える地下タンク（重油等）の管理を行う必要があるため。（消防法（昭和23年法律第186号）第13条）
- (イ) 防火管理者の資格を有する者
 - ヨットハーバーが消防法施行令に定められる防火対象物に該当するため。（消防法第8条）
- (ウ) 第2級海上特殊無線技士の資格を有する者
 - 管理棟及び県有救助艇に無線局を設置しているため。

※ 上記の他、水難事故等の緊急時に対応できるように4級小型船舶操縦士免許を有する者を配置することが望ましい。

オ 収入及び経費等について

ヨットハーバーの管理運営に要する費用は、原則として、施設利用料及びその他の収入並びに県からの委託料をもって充てるものとします。

(ア) 施設利用料について

ヨットハーバーの管理運営にあたっては、法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度を原則とします。利用料金制度とは、ヨットハーバーの施設利用料を指定管理者が直接自らの収入とすることができる制度です。利用料金は、指定管理者が県の承認を受けて定めます。

また、利用料金の設定にあたっては、仕様書に定める減免規定を適用していただくこととしています。

なお、減免規定の適用による利用料金の減免については、県は補填を行いません。

(イ) 委託料の金額について

県からの委託料の金額は、指定管理者が事業計画に基づいて管理運営業務を行うにあたって、県が適正であると認める金額の範囲内とし、具体的には、毎年度締結する協定書（年度協定）において定めるものとします。

今回公募する期間（5年間）における委託料の上限額、利用料金の見込額等については、別紙1のとおりです。

年度協定書に定める委託料の額は、指定管理者が応募にあたり提示した額を基本とし、事業計画書や収支計画書などの内容を踏まえて総合的に検討し、決定することとなります。特別な事情がある場合を除き、原則として委託料の精算は行いません。

また、申請に際し、委託料の上限額を上回る収支計画により申請した者は失格となり、選定委員会による審査の対象にはなりません。

なお、指定管理期間に施設の改修などで供用を中止する必要がある場合は、指定管理者と県

で別途協議し、適切な金額を決定いたします。

(ウ) 委託料の対象となる経費

県からの委託料によって充当する経費は、

- ・ 人件費（給料、社会保険料など）
- ・ 管理費（需用費、役務費、委託費など）
- ・ 一般管理費（本社経費など）
- ・ 消費税及び地方消費税

と考えています。

なお、委託料によって取得した財産のうち、施設の運営にとって特に重要な物品等の取扱については、別途協議のうえ、協定書において定めることとします。

※指定管理料の中の修繕費については、一定額を見込んでおり、原則として1件あたり概ね10万円未満の修繕については、指定管理者で修繕を行っていただきますが、施設の原型を変える修繕や10万円以上の修繕については、事前に県と協議が必要です。

(エ) 委託料の支払

県からの委託料については、分割（年4回）して支払う予定です。

(オ) その他

指定管理者は、ヨットハーバーの設置目的に反しない範囲で、円滑かつ効果的な運営のため、利用者等に対する飲料・食事の提供や物品販売、教室・研修会・イベントなどの提案型事業を実施することができます。

なお、ヨットハーバー内で設置目的外の事業を実施する場合には、目的外使用となるため、県の使用許可が必要となります。また、県が定める規定に基づき使用料を県に納入してください。

(3) 指定の申請について

ア 申請の形態及び資格等について

(ア) 申請の形態について

指定の申請は、法人その他の団体、又は複数の法人や団体等により構成される共同事業体として行ってください。このため、個人での応募はできません。

また、共同事業体として応募される場合には、必ず代表者又は代表となる団体等を決定いただくとともに、協定の締結の際には、共同事業体の全てを一括して協定の相手方とします。

このため、指定管理候補者の選定後、協定の締結に向けての協議は、候補者の代表者又は代表となる団体等を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

なお、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできないが、協力企業として複数の企業及び共同事業体と連携することは可能とします。

(イ) 申請資格について

指定申請書を提出できるのは、上記(ア)の法人その他の団体等のうち、以下の全てを満たす者としてします。

ただし、県外団体等が申請される場合は、地域経済の活性化の観点から県内に本店又は主たる事務所を有する法人等との共同事業体として応募してください。

- a ヨットハーバーの運営と海洋スポーツの発展に理解と熱意を持ち、効率的、効果的かつ安定した運営を行うことができる法人その他の団体であること。

- b 代表者（実質的な権限・責任の伴わない名義上の職は除く。）に知事又は教育長が就任していないこと。
- c 県の出資法人又は出えん法人のうち代表者（実質的な権限・責任の伴わない名義上の職は除く。）に現職の県職員（特別職を含む。）が就任していないこと。
- d 指定期間において施設の管理運営業務（指定管理者が行う業務）に関して、県から職員派遣を受けない者であること。
- e 法律行為を行う能力を有する者であること。（法人格を持たない団体にあつては代表者）
- f 破産者で復権を得ない者でないこと。（法人格を持たない団体にあつては代表者）
- g 団体の役員等に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- h 団体の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (a) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）
 - (b) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (c) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (d) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (e) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (f) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (g) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- i 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続を行っている者でないこと。
- j 申請の時点において、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- k 応募締切日（募集期間を延長した場合は、延長後の応募締切日。）以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していないこと。
- l 直近1年間の消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。
- m 指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員を訪問し、又は電話を掛け、若しくは葉書（電報その他これに類するものを含む。）を出していないこと（第三者をしてこれらの行為をなさしめることを含む。）。
- n 公開による選定委員会が開催された以降、指定管理者候補が選定されるまでの間に、選定委員会の委員に対して年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出していないこと。
- o 指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は饗応接待、その申込み若しくは約束をしていないこと（第三者をしてこれらの行為をなさしめることを含む。）。
- p 指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄付その他の特殊の直接利害関係を利用して選定委員会の委員を誘導してはならないこと（第三者をしてこれらの行為をなさしめることを含む。）。
- q 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。

- r 管理運営に当たって、緊急時における迅速な連絡・対応体制が確実に確保・整備できる者であること。

イ 申請書類について

指定管理者の指定を受けようとする者は、下記の書類を提出してください。

なお、提出された資料については、一切返却しません。

(ア) 申請書

(イ) 事業計画書

- a ヨットハーバーの設置目的の確実な実施について
- ・管理運営の基本方針について
 - ・管理運営を希望する目的・理由について
 - ・事業計画の実現可能性について
 - ・収入・支出の積算と事業計画について
 - ・県や地域との連携や貢献等について
- b ヨットハーバーの平等利用の確保について
- c ヨットハーバーの効用の最大化と管理経費の縮減について
- ・利用者ニーズに配慮した管理運営について
 - ・来場者サービスについて、利用者意見の反映について
 - ・誰もが利用しやすい施設の運営について
 - ・海洋スポーツの普及啓発に資する取組について
 - ・施設の利用促進・収益向上に向けて、取組の効果や実現可能性について
 - ・運営全般について、これまでにない新たな視点や取組について
 - ・その他、施設の効用最大化のための魅力的な提案について
 - ・ヨット経験者の配置による競技力向上及びSSP構想の推進について
 - ・ヨット競技力向上のサポート体制について
 - ・ヨット競技者の裾野拡大の取組について
 - ・KM&Pとの連携について
 - ・地元住民や関係団体との連携について
 - ・管理経費の縮減について
- d 事業計画に沿った管理を行う能力について
- ・内部監査の運営体制について
 - ・運営に必要な組織及び人数の配置について
 - ・運営に必要な又は望ましい専門職種等の適切な配置について
 - ・場長など管理責任者について、適切な人材の確保について
 - ・職員の指導育成、研修体制について
 - ・事故防止などの安全管理対策・体制について
 - ・事故や災害時の緊急時の対応体制について
 - ・利用者からの苦情等に対する適切な対応について
 - ・情報公開に関する適切な措置について
 - ・個人情報の保護に関する十分な配慮について
 - ・利益の取扱いについて、施設の持続的な魅力度向上の視点について
 - ・同種・同等の施設の運営について

- ・申請者の財務状況について
 - ・職員の雇用や物品の調達、委託業務の発注に関する県内雇用や県内発注の配慮について
- (ウ) 団体等に関する書類
- a 団体の概要
 - b 誓約書
 - c 暴力団排除に関する誓約書
- (エ) 添付書類
- a 定款、寄付行為又はこれらに類する書類
 - b 「団体」であることが分かる資料（法人登記簿謄本等）
 - c 役員名簿
 - d 申請書を提出する直近3事業年度における決算に関する書類
 - e 申請書を提出する前事業年度における事業内容が分かる書類
 - f 納税を証明する資料
 - (a) 消費税及び地方消費税未納の額がないことを証する書類
 - (b) 都道府県税
 - ・ 佐賀県内に主たる事務所のある法人
佐賀県に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
 - ・ 佐賀県外に主たる事務所のある法人
佐賀県及び主たる事務所の所在地の都道府県に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
 - ・ 法人格を持たない団体（代表者の住所が佐賀県内の場合）
団体の代表者について、佐賀県に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
 - ・ 法人格を持たない団体（代表者の住所が佐賀県外の場合）
団体の代表者について、佐賀県及び住所地の都道府県に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
 - (c) 市町村税
 - ・ 法人
主たる事務所の所在地の市町村に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
 - ・ 法人格を持たない団体
団体の代表者について、住所地の市町村に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
- ※ 応募者がJVを組んで共同事業体として申請をする場合、様式第8号とあわせて申請書類に必要な各種証明書は、共同事業体を構成する全ての団体について提出してください。

ウ 提出方法について

- (ア) 提出先
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県SAGA2024・SSP推進局SAGAサンライズパーク整備推進課
- (イ) 提出期間・方法
令和4年9月22日（木）17時までに、上記(ア)まで持参又は書留郵送（必着）で提出してください。
- (ウ) 提出部数

提出部数は、正1部、副15部（うち、1部は審査事務の都合上、コピーが可能なように、製本等しないこと）とします。

エ 留意事項

- (ア) 指定申請書の内容は、労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする関係法規を遵守してください。
- (イ) 指定申請書等は、日本工業規格のA4の大きさとし、ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- (ウ) 指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- (エ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めません。
ただし、募集期間を延長した場合は、延長前の募集期間内に申請した団体にあつては、延長後の募集期間の終了までに、既に提出した申請書類の修正をすることができます。
- (オ) 提出された指定申請書等は指定管理者の選定の目的以外には使用しません。
- (カ) 提出された書類は、選定作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- (キ) 必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。
- (ク) 指定申請書等の提出に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (ケ) 共同事業体で応募する場合、構成員の変更を認めません。ただし、構成員の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと県が判断した場合には、変更を可能とする場合もあります。
- (コ) 提出された応募書類は、佐賀県個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公表する予定です。
- (サ) やむをえない事情等により、応募を辞退することになった場合には、応募辞退届（様式第7号）を提出してください。

オ 失格となる事項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (ア) 申請者が応募資格の条件を満たしていなかった場合
- (イ) 提出期間を経過してから申請書を提出した場合
- (ウ) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (エ) 指定管理者の選定にあたって、選定委員に有利な取り扱いを依頼した場合、又は他の申請者の情報等を入手するために接触した場合
- (オ) その他この募集要項に違反すると認められる場合

(4) 募集要項等の個別説明会について

募集要項の説明及びヨットハーバーの施設の概要等について、令和4年8月25日（木）と令和4年8月26日（金）に個別説明会を行います。

参加を希望する方は希望の日時等を御記入のうえ、8月22日（月）17時までに様式第4号により電子メールにて、お申し込みください。ただし出席者は概ね3名程度とさせていただきます。

なお、当説明会への参加の有無が指定管理者の選定に関して何ら影響を与えるものではありません。

電子メール：sagaken-yachtharbor@pref.saga.lg.jp

(5) 質問の受付及び回答について

指定管理者の指定の申請に関し、質問がある場合は、質問票（様式第5号）により、令和4年9月9日（金）17時まで、「6 問い合わせ先」に記載の電子メールで受け付けます。

なお、質問に対する回答は、随時電子メールにて回答するとともに、県ホームページに掲載していきます。

ただし、特定の事業が「提案型事業」に該当するか否かに関する質問やノウハウに関する質問及び回答については公開しません。

(6) 参加申込書の提出について

指定管理者への申請を予定している者は、参加申込書（様式第6号）を以下により、提出してください。なお、共同事業体での参加を予定する場合は代表者が提出するものとし、参加予定の構成員一覧（予定）を合わせて記入してください。

(ア) 提出先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県SAGA2024・SSP推進局SAGAサンライズパーク整備推進課

(イ) 提出期間・方法

令和4年9月9日（金）17時までに、上記(ア)まで持参又は書留郵送（必着）で提出してください。

なお、参加申込書に記載の代表者又は構成員の変更を行う場合は、参加申込変更届（様式任意）を申請書の提出期限までに上記の提出先に提出してください。

(7) 指定管理者の指定について

ア 選定基準について

指定管理者の候補を、佐賀県ヨットハーバー条例施行規則第3条の規定に基づき、次の選定基準により総合的に評価して選定し、県議会の議決を経て指定管理者として知事が指定します。

また、指定申請以降、次の基準を満たさないこととなった場合には、指定をしないことがあります。

なお、選定基準の配点については、別紙2のとおりです。

1 ヨットハーバーの設置目的の確実な実施が見込まれること。

- ① 管理運営の基本方針が、施設の設置目的や県の方針に一致しているか。
- ② 管理運営を希望する目的・理由が妥当なものであるか。
- ③ 事業計画の実現可能性はあるか。
- ④ 収入・支出の積算と事業計画との整合性はあるか。
- ⑤ 管理運営に当たって、県や地域との連携や貢献等を意識したものとなっているか。

2 ヨットハーバーの平等利用が確保されること。

- 施設の利用調整について、平等利用が確保されるものとなっているか。

3 ヨットハーバーの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が見込まれるものであること。

- ① 利用者ニーズに配慮した管理運営になっているか。
- ② 来場者サービスについて、利用者意見を反映するものとなっているか。
- ③ 年齢、性別、障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい施設となっているか。
- ④ 海洋スポーツの普及啓発に資する取組がなされているか。

- ⑤ 施設の利用促進・収益向上に向けて、取組の効果や実現可能性が期待できるか。
 - ⑥ 運営全般について、これまでにない新たな視点や取り組みがなされているか。
 - ⑦ その他、施設の効用最大化のための魅力的な提案がなされているか。
 - ⑧ ヨット経験者の配置により国スポ・全障スポに向けた競技力及びSSP構想の推進が図られているか。
 - ⑨ ヨット競技団体との連携等ヨット競技力の向上のサポート体制が整えられているか。
 - ⑩ ヨット競技者の裾野を拡大するための取組が実施されているか。
 - ⑪ KMAPの活動との連携が期待されるか。
 - ⑫ 地域活性化に向けて、地元住民や関係団体との連携がなされているか。
 - ⑬ 管理経費の縮減が図られているか。
- 4 事業計画に沿った管理を行う能力を有すること。
- ① 内部監査の運営体制は十分であり、内部監査の結果を業務改善に反映させる仕組みが整えられているか。
 - ② 運営に必要な組織及び人数が配置されているか。
 - ③ 運営に必要な又は望ましい専門職種等が適切に配置されているか。
 - ④ 場長など管理責任者について、適切な人材が確保できるか。
 - ⑤ 職員の育成指導・研修体制は十分か。
 - ⑥ 事故防止などの安全管理対策・体制は十分か。
 - ⑦ 事故や災害時の緊急時の対応体制は十分か。
 - ⑧ 利用者からの苦情等に対して適切な対応がなされるか。
 - ⑨ 情報の公開に関して適切な措置が講じられているか。
 - ⑩ 個人情報の保護について、十分な配慮がなされているか。
 - ⑪ 利益の取扱いについて、施設の持続的な魅力度向上が期待されるか。
 - ⑫ 同種・同等の施設の運営など、十分な実績・ノウハウを有しているか。
 - ⑬ 申請者の財務状況は良好か。
 - ⑭ 職員の雇用や業務委託の発注、物品の調達等について、県内からの雇用や県内業者への発注等に配慮されているか。

イ 選定方式等について

(ア) 選定方法

指定申請書等を用いて選定委員会を開催したうえで、その内容を精査し、本事業に最も優れた申請者を選定します。

なお、選定委員会は、必要に応じて指定申請者に対するヒアリング等を実施します。この場合は、日時、場所、出席人数等について、後日指定申請者に連絡します。

(イ) 選定事務の所管

選定事務については、佐賀県SAGA2024・SSP推進局SAGAサンライズパーク整備推進課が行います。

(ウ) 選定結果

選定委員会における選定結果の公表は、知事による候補者の決定後（指定議案の発表日）にホームページにて行います。

申請者に対しては、指定管理者の決定後（指定議案の議決後）、順位及び通知先の申請者の得点（審査項目ごとの得点及び全体の合計得点）についての通知を行います。

4 協定について

(1) 協定の締結

議会の議決を経て指定管理者として指定がなされた後、県と指定管理者は、協議の上、管理運営に関する協定を締結します。

(2) 協定の内容

- ア 指定管理者が行う業務の内容について
- イ 指定管理期間について
- ウ 指定管理者の法令及び県条例等の遵守義務について
- エ 施設の改修、備品等の整備について
- オ 再委託の取扱について
- カ 使用の許可及び施設利用料の金額・徴収等について
- キ 管理運営費（委託料）の金額及び支払等について
- ク 事業計画書の作成、提出について
- ケ 事業報告書の作成、提出及びその他の実績評価等について
- コ 内部監査結果報告書の作成、提出について
- サ 収支状況を明らかにした証拠書類等の整備・保管について
- シ 利益の取扱いに関する事項
- ス 情報公開について
- セ 職務上知り得た事項の守秘義務について
- ソ 個人情報の保護について
- ナ 変更の届出について（定款、事務所の所在地、代表者の氏名等）
- ニ 損害賠償の義務及びその他のリスク分担について
- ヌ 指定管理者の指定取消及び管理業務の停止等について
- ネ 事故・災害等の緊急時における対応について
- ノ 協定書に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合の対応について
- ハ その他県が必要と認める事項について

(3) リスク分担の考え方

協定締結にあたり、県が想定する主なリスク分担の方針は、別表のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

5 その他管理運営に当たっての留意事項

(1) 管理運営の実績等について

指定管理者は、県に対し、事業報告書及びその他の管理運営の実績等に関する資料を提出することとします。提出を要する資料や時期等については、別添仕様書に定めるものの他、必要に応じて県と指定管理者が協議のうえ、決定することとします。

なお、事業報告書の内容等により、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかな場合には、県は指定管理者に対して業務の改善勧告等を行うことがあります。

(2) **利用者満足度調査の実施**

利用者満足度調査は、指定管理者制度の導入により、どの程度サービスの向上等がされているかを客観的に判断できる有効な手段となるため、指定管理者は、利用者満足度調査（調査結果の分析含む）を実施することとします。（調査方法は別途定めます。）

(3) **関係法規の遵守**

業務を遂行する上で、以下の法令を遵守しなければなりません。

- ア 2－（1）施設名称及び所在地等に示す関係条例等
- イ 佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）
- ウ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- エ 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号）
- オ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）
- カ 地方自治法（第244条、第244条の2等）
- キ その他関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。

(4) **引継業務**

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切に引継を行うものとします。

(5) **情報公開に関して特に留意すべき事項**

指定管理者は、県が設置する公の施設の管理について、県から権限の委任を受けて代行する者であることから、公平性及び透明性が求められるものであり、佐賀県情報公開条例第25条第1項においても、自らその管理に係る情報の公開に努めるものとされています。

具体的には、指定管理者は、施設の管理に係る情報の公開について、県と締結する協定において必要な規程を定めることとし、当該規程に基づいて、情報の公開を実施することとします。

(6) **個人情報保護に関して特に留意すべき事項**

指定管理者は、佐賀県個人情報保護条例第12条の規定に基づき、別途締結する協定書において「個人情報保護の取扱い」として県が明示する措置を実施していただくとともに、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していたものは、退職後にあっても、当該事務に関して知りえた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

また、違反した場合は、同条例に基づく罰則等が適用されます。

これらを踏まえ、指定管理者は施設の管理運営を行うにあたって、個人情報の保護に配慮した管理運営体制の整備や、従事者に対しての必要な研修の実施など、適切な対応を行うようにしてください。

(7) **県内雇用及び県内への発注等への配慮**

指定管理者が行う管理運営にあたって、特別な理由等がある場合を除き、職員の雇用についてはできるだけ県内居住者の雇用に努めていただくとともに、委託業務の発注や物品の調達等においても、県内事業者への発注に努めていただきたいと考えています。

また、この点は別途、方針や対応策などを申請書で提案してください。

(8) 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して以下のとおり義務を負うこととします。

- ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- イ 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を県に報告しなければなりません。
- ウ 県と協議のうえ、損害賠償責任保険等に加入する必要があると認められる場合には、当該保険に加入しなければなりません。

(9) 課税に関する留意事項

当該施設の管理運営に伴い、受託者（法人）については、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税の申告納税義務が生じます。また、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等は、原則、課税対象となります。

なお、県が支払う委託料は、原則、消費税の課税対象となります。

(10) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

県が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合で、県が指定の取消を行った場合には、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎなどの必要な対応を行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎなどの必要な対応を行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消し後、次点候補者を指定管理予定候補者として、施設の管理運営に関する協議を行うことがあります。

6 問い合わせ先

本件に関することは、以下にお問い合わせください。

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県SAGA2024・SSP推進局

SAGAサンライズパーク整備推進課総務・企画担当

TEL：0952-25-7482

電子メール：sagaken-yachtharbor@pref.saga.lg.jp

別表 (リスク分担の基本方針)

種類	リスクの内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
事業の中止・延期	県の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（県が取得すべきもの）	○	
	上記以外の場合		○
資金調達	委託料（県→指定管理者）の支払い遅延によって生じた事由	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備・物品等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○

	第三者の事由による事故・火災等で指定管理者が所有する施設・設備が損傷		○
	上記以外の場合で補修にかかる費用が1件当たり10万円を超えない場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
施設の利用不能等による収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合（ただし、委託料を減額する場合がある）	○	
需要変動	想定できない特殊な事清が認められる場合	○	
	上記以外の場合		○
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な施設管理による騒音・振動等の苦情等）		○
	上記以外の場合	○	